

## 南あわじ市まちづくり交付金評価委員会設置要綱

平成 21 年 10 月 29 日

告示第 75 号

### (設置)

第 1 条 まちづくり交付金事後評価実施要領(平成 18 年 4 月 19 日付け国都事第 16 号、国道地調第 2 号、国住市第 677 号国土交通省各関係局長通知)に基づき、南あわじ市まちづくり交付金評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認める場合は、市長に対して意見を述べるものとする。

2 委員会は、市長の求めに応じて今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認める場合は、意見を述べるができるものとする。

### (組織)

第 3 条 委員会は委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、都市計画及びまちづくりに関する有識者並びに市内に在住の者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該事業に係る第 2 条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

### (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、当該事業の所管課において処理する。

( その他 )

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 10 月 29 日から施行する。